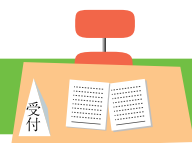


各種手続きと相談窓口

新市のスタートにあたって、各種手続き及び相談窓口は合併前と大きな変更はありません。八幡町、松山町、平田町の区域においても、住民生活に直結する窓口業務などは、**これまでどおり**各総合支所で担っていくこととなります。

ここでは、主なものをご紹介します。

1 届出・証明



酒田市への転入や市外への転出などの住民異動の届出、婚姻や出生など戸籍に関する届出、印鑑登録などは、市役所、各総合支所どこでも手続きをすることができます。また、戸籍謄抄本や住民票の写し、税証明などの証明書についても、市役所、各総合支所どこでも手続きをすることができます。なお、新たに外国人登録をする場合は、市役所で手続きをしてください。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
住民異動（転入届、転出届、転居届等）	市民課	市民福祉課 市民係
戸籍関係（出生届、死亡届、婚姻届、転籍届等）		
外国人登録（各総合支所では外国人登録証明書の交付のみ）		
印鑑登録（印鑑の登録・改印・廃止等）		
証明書の発行（戸籍謄抄本、住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書、印鑑登録証明書、税証明等）		

◆平日来庁できない市民を対象に、土・日曜日の午前中に住民票等を交付するサービスを行っています。希望される方は、前日までに上記窓口で電話で予約していただければ、市役所又は各総合支所で交付を受けることができます。また、年末の窓口業務（例年12月29日及び30日）は市役所及び平田総合支所で、夜間の窓口時間延長（毎週月曜日午後6時30分まで受付）は平田総合支所で行います。これらのサービスは、新市全域の皆さんが利用することができます。

2 市税・出納



市税等の納付や相談、市民税の申告などは、これまでどおり、市役所及び各総合支所で行うことができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税 軽自動車税、国民健康保険税	税務課	市民福祉課 税務出納係
納税相談	納税課	
市税等の出納	会計課	

合併に伴って

①都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうち市税条例で定められた区域（酒田市、八幡町の該当区域）に土地、家屋を所有している方に課税されます。税率は5年以内に統一するものとしませんが、統一までは不均一課税（合併前の市町の税率 酒田市0.3%、八幡町0.25%）となります。

②軽自動車税

減免適用については、変更ありません。継続の場合は、簡素化になります。（平成17年度に減免を受けた車両は、変更がなければ申請を行う必要はありません。）

③国民健康保険税

平成17年度については不均一課税（合併前の1市3町の税率を適用）とします。合併後に、旧市町間で転居した場合は、転居月以降の税額を転居先の新住所地の税率で再計算することになり、税率の差異による増減を変更額として通知します。

④納期について

平成17年度は、合併前に各市町から納税通知書が納税者に通知されていますので、納付書に記載されている納期限までに納付してください。平成18年度からは、次のとおり一部の税目で納期が変更になります。

税 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
個人市民税		1期		2期		3期		4期		
固定資産税・都市計画税	1期		2期		3期		4期		5期	6期
軽自動車税	全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

3 福 祉



児童手当や保育園の入園申し込み、障害者福祉事業の申し込み、高齢者福祉事業の申し込みや介護保険の相談などは、これまでどおり、市役所及び各総合支所で行うことができます。なお、保育料については、段階的に調整し、5年間で統一します。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児教育手当・心身障害児手当の申請、保育園入退園手続き、障害児福祉事業の申し込み、児童・母子に関する相談受付	児童課	市民福祉課 健康福祉係
各種障害者福祉事業の申し込み、相談受付	福祉課	
老人クラブの補助、介護予防・地域支え合い事業、ほっとふくし券事業等各種高齢者福祉事業の申し込み、介護保険の相談受付	高齢福祉課	

4 保険・医療費助成・年金



①国民健康保険

他の市区町村から酒田市に転入して国民健康保険に加入するときや他の健康保険に加入して国民健康保険を脱退するときの届出などは、市役所、各総合支所どこでも手続きをすることができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
国保に加入するとき（他市区町村からの転入、他の健康保険の脱退、子どもの出生）	市民課	市民福祉課 市民係
国保を脱退するとき（他市区町村への転出、他の健康保険への加入、被保険者の死亡）		
住所・世帯主・氏名の変更、被保険者証の紛失・破損等		
高額療養費医療費支給申請、相談受付	国保年金課	

②老人医療、福祉医療（重度心身障害（児）者医療、乳幼児医療、母子家庭等医療）

老人医療受給者証や各福祉医療証の交付申請、異動の届出などは、市役所、各総合支所どこでも手続きをすることができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
老人医療受給者証、各福祉医療証等の資格取得（他市区町村からの転入、子どもの出生等）	国保年金課	市民福祉課 市民係
老人医療受給者証、各福祉医療証等の資格喪失（他市区町村への転出、受給対象者の死亡等）		
住所・氏名・加入保険の変更、受給者証又は医療証等の再交付、老人高額医療費等医療費支給申請、相談受付		

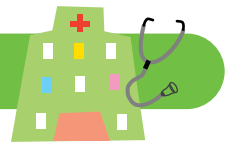
③国民年金

国民年金には、20歳以上60歳未満の国民全員が加入します。サラリーマンやOL、公務員など厚生年金や共済組合の加入者については自動的に加入となりますが、自営業者や学生などは届出が必要です。これは、市役所、各総合支所どこでも手続きをすることができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
20歳になったとき	国保年金課	市民福祉課 市民係
厚生年金・共済組合に加入したとき、又は脱退したとき		
会社員などの夫（妻）と離婚・死別したとき		
年収が130万円以上になったとき		
年金手帳を紛失したとき		

5 健康・医療



①健康

各種成人健康診査は、管内のどこの会場でも受けることができます。また、乳幼児の各種集団健康診査については、当面現在お住まいの地区の健診会場での受診となります。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
各種成人健康診査、母子健康手帳交付 乳幼児の各種集団健康診査、各種予防接種	酒田市民健康センター	八幡保健センター 松山健康福祉センター 平田健康福祉センター

②医療

病院及び診療所については、現行のとおりです。

施設一覧

病院、診療所の名称
市立酒田病院、市立八幡病院、休日診療所、飛島診療所、升田診療所、青沢診療所 国民健康保険松山診療所、国民健康保険地見興屋診療所、平田診療所

6 生活環境



ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりです。また、粗大ごみの収集方法、処理手数料についても、当面現行のとおりです。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
ごみの収集に関する相談、粗大ごみの収集申し込み	環境衛生課	市民福祉課市民係

7 まちづくり



自治会等活動やボランティア活動、市民生活及び消費生活の相談などは、これまでどおり、市役所及び各総合支所で行うことができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
自治会等活動やボランティア活動の補助金の申請、交付決定、実績報告等 ボランティア活動・市民生活・消費生活に関する相談受付	まちづくり推進課	地域振興課 地域振興係

8 産 業



農林水産関係の補助金の手続きや相談、農業委員会に関する手続き、商工関係事業の申し込みや相談などは、これまでどおり、市役所及び各総合支所で行うことができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
農林水産関係補助金の申請、交付決定、実績報告等	農政課、農林水産課	産業課農林係
農地の移動や転用などの相談受付	農業委員会	
商店街の活性化事業、各種融資制度、雇用促進対策事業、相談受付	商工港湾課	産業課
観光資源の紹介、観光みやげ品開発助成等の相談受付	観光物産課	商工観光係

9 水道・下水道・道路



水道の使用開始や中止の届出、生活排水対策事業に係る相談、市道の修繕や除雪などについては、これまでどおり、市役所及び各総合支所で行うことができます。なお、水道料金は酒田市の例を基本に5年を目途に統一し、下水道料金は、段階的に調整し、5年間で統一します。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
水道の使用開始・中止の届出	水道局水道部	建設課水道担当
生活排水対策事業に係る相談受付	下水道課	建設課下水道係
市道の修繕や除雪、相談受付	土木課	建設課建設係

10 教 育



私立学校等の就学支援事業や大学修学資金利子補給金の申請、教育相談の受付などは、市役所及び各総合支所で行うことができます。また、体育施設の使用申し込みは、インターネットを利用した体育施設予約システムによるほか、市役所及び各総合支所で行うことができます。

受付窓口

事 項	市役所	各総合支所
私立学校等の就学支援事業・大学修学資金利子補給金の申請、相談受付	教育委員会管理課、学校教育課	教育振興室
体育施設の使用申し込み	体育課	
生涯学習、社会体育事業の相談受付	生涯学習課、体育課	